

宇和島市教育委員会会議録

令和7年4月定例会

令和7年4月25日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和7年4月定例会 会議録

1. 開会日時 令和7年4月25日（金） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美
教育委員）木下 充卓、浅井 敬司、田村 裕子、
中島 玲子、佐竹 克哉
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 木原 義文、
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 笠松 美和、人権啓発課課長補佐 首藤 将文、
学校給食センター所長 冨永 俊則、伊達博物館長 橋本 宏司、
こども家庭課長 千葉 大悟、教育総務課課長補佐 土居 弘、
同課総務係長 島瀬 孫幸、同課総務係主任 三原 圭祐
6. 付議事件
 - 報告第4号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)
 - 報告第5号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)
 - 報告第6号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について)
 - 報告第7号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
 - 報告第8号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市立図書館協議会委員の解任及び任命について)
 - 報告第9号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について)
 - 議案第16号 【追加】 県費負担職員の懲戒等処分の内申について
7. 説明及び報告事項
 - (1) 宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

- (2) 国立大学法人愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結について
- (3) 宇和島市無形民俗文化財保存継承事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (4) 宇和島市重要文化的景観保全活動支援事業費補助金交付要綱
- (5) 宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後4時00分）

◎教育長

皆さま、こんにちは。それではただいまから4月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、先日の教職員の不祥事案につきましては、教育委員の皆さまにもご心配をおかけいたしました。教職員に対する信頼を大きく損なうことになり、教育行政を預かるものとして大変申し訳なく思います。

今回の事態を受け、改めて全教職員に対し、その規律の遵守と倫理観の向上について、指導を徹底するとともに、二度とこのような事態を引き起こさないよう、再発防止に向けた取り組みを強化していきたいと考えます。

一方、児童生徒や教職員の心のケアを大切にし、保護者とも協力しながら、教育活動に影響が出ないよう努めてまいりたいと思います。

次に、教育長報告を2件行います。

4月8日に、新吉田小学校で開校記念式典が行われました。

五つの小学校から集まった子どもたちは、やや緊張した様子で式に臨んでいました。新しい校歌が明るく穏やかで、新しい生活を前向きにやっといこうという子どもたちの気持ちが表れているようで、大変心強く感じました。

通学したり、学校生活を送ったりしていくうえで、改善すべきところが出てくると思いますが、保護者・地域の方々と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

4月16日に、国立大学法人愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会との連携協力に関する覚書の調印式を行いました。後ほど担当課から報告があると思いますので詳しくは申しませんが、今回の調印により、愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会の関係がより強固なものとなり、宇和島の教育の発展に繋がっていくことを期待

しています。

また、今回新たな試みとして、今ほどお手元にお配りさせていただきましたが、教育委員会のグランドデザインを作成しました。その理由として、教育委員会内はもちろんのこと、学校や教職員に、教育委員会の事をもっと見える化していく必要があると考えたからです。

教育委員会各課では、それぞれがそれぞれの業務を行っておりますが、それは関わり合い、繋がり合いもございます。

また、教育委員会外の他の部局とも連携協力しながら業務を行っておりますので、今一度再確認していきたいと考えています。

まずは先日、定例校長研修会でお示しし、各学校で共有してもらうようにしました。

かたちだけのものにならないよう、PDCAを大切にしていきたいと考えております。

以上で、私からの挨拶・報告を終わります。ご質問ご意見等ございませんか。

◎田村委員

今ほど教育長報告がありました。教育長自身のSNSでも情報発信されていて、私もフォローさせてもらって楽しみにしていますが、4月の投稿の中に、今年度二つの小学校が宇和島市教育委員会指定のチーム担任制研究実践校になったという記事を拝見しましたが、これはどういったものなのかということと、その学校がどのような取り組みをされるのかをお聞かせいただけますか。

◎教育長

今年度から教育委員会指定で、チーム担任制研究実践校という取り組みを始めました。番城小学校と岩松小学校を研究指定としています。チーム担任制にしようと考えたのは、やはり教員の負担軽減もその理由の一つです。

一人で抱え込むことがないように、チームで子どもたちを見守り指導していくことの大切さも考えていますし、教員の資質能力の点でも、様々な教育技術を互いに学び合うこと、専門性を高めるうえでも大変重要ではないかと考えています。

ただ、その内容や方法につきましては、学校の実態に応じて取り組んでいます。例えば番城小学校でしたら5年生2クラスを3人の先生のチームとしてみたり、例えば岩松小学校でしたら5年生と6年生を一つのチームとしてみて、それぞれが一緒に教育を行っていくといったかたちです。

岩松小学校は5月から取り組むことを聞いています。番城小学校はもうすでに取り組んでいますので、次回5月2日の定例校長研修会の際に、その取り組みについて発表いただきますので、詳しく伺って、委員会で報告させていただきます。

その他ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

議事に入ります前に、少しお時間をいただきます。令和7年4月1日より、教育総務課 木原課長、学校給食センター 富永所長の2名が、新たに着任しております。それぞれ、簡単に着任の挨拶をお願いいたします。

○教育総務課長

着任の挨拶を行う。

○学教給食センター所長

着任の挨拶を行う。

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、報告第5号から9号まで及び議案第16号については、人事・懲戒案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ですので、報告第5号から9号まで及び議案第16号は、非公開で審議します。

なお、議案第16号は、出席する事務局職員も限定して審議を行う必要があることから、その他までを含めた会議の全日程を終了した後に、審議を行います。

それでは、議事に入ります。報告第4号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

6ページをご覧ください。

「宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、本年4月1日付けで専決処分を致しました案件の報告です。

今回の改正は、各課の分掌事務の修正追記が主なものとなっており、8ページから12ページまでが新旧対照表となっています。

改正内容についてご説明します。

9ページをご覧ください。

第2条教育総務課施設係の分掌事務のうち、下線部の「学校用ICT機器」に関する事務が学校教育課に所管が変わりましたので、それに伴い文言を削除しています。なお、移管先の学校教育課には「ICT教育の環境整備及び指導に関すること」の分掌事務があるため、こちらは改正しておりません。

その他、11ページの第5条文化・スポーツ課は事業名の変更に伴う改正、12ページの第7条人権啓発課はパートナーシップ・ファミリーシップ制度の開始に伴う改正となっています。

◎教育長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問ご意見等はございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

◎教育長

ここからは非公開議案を審議します。

報告第5号を上程する。

<報告第5号>

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員（本件の関係者の委員1名を除く）

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第6号を上程する。

<報告第6号>

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第7号を上程する。

<報告第7号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第8号を上程する。

<報告第8号>

宇和島市立図書館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立図書館協議会委員の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第9号を上程する。

<報告第9号>

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、説明及び報告事項に移ります。

(1) 宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

50 ページをご覧ください。

「宇和島市教育委員会事務決裁規程」につきまして、本年4月1日付けで改正を行いました。

今回の改正は、先ほどご承認いただいた、報告第4号「宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」による新しい所掌事務が修正・追加されていますので、それに伴う改正を行っているほか、宇和島市事務決裁規程との整合を図るための改正を行ったものです。

なお、施行日は令和7年4月1日です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、(2) 国立大学法人愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

「国立大学法人愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結」についてご説明します。

配付資料につきましては、令和7年4月16日(水)、愛媛大学教育学部本館において、愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結式を行った時の模様です。

ご存知のこととは思いますが、愛媛大学教育学部と宇和島市教育委員会は、これまでホリバタ事業における「うわじま∞あいだいプロジェクト」をはじめ、宇和島市立小中学校の魅力ある学校づくりを推進するための交流を行ってまいりました。

このたび、改めて両者の関係を一層強化することで、教員養成・研修や教育実践、

教育研究の充実・発展を図るために連携協力に関する覚書を締結しました。今後、地域創生カリキュラムや教職大学院の小規模校実習等において、両機関の連携をより一層強めていくことについて合意がなされました。

◎教育長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

◎田村委員

宇和島市教育委員会に連携協力の担当責任者を置くとありますが、管轄は学校教育課でよろしいでしょうか。

○学校教育課長

はい。学校教育課です。

◎教育長

その他ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、(3) 宇和島市無形民俗文化財保存継承事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

77 ページをご覧ください。

「宇和島市無形民俗文化財保存継承事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」についてご説明します。

吉田祭のお練り行事が重要無形民俗文化財に指定されたことをうけまして、この要綱の補助対象者が、県指定及び市指定民俗文化財の保存継承を行う団体であったことから、重要無形民俗文化財の保存継承を行う団体を追加する改正を行ったものです。

◎教育長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、(4) 宇和島市重要文化的景観保全活動支援事業費補助金交付要綱について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

79 ページをご覧ください。

「宇和島市重要文化的景観保全活動支援事業費補助金交付要綱」についてご説明します。

この要綱は、重要文化的景観に選定されている遊子水荷浦の段畑の保存・活用を

推進するため、維持保全や整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助をするものです。交付対象は、保全活動に積極的に取り組む団体としています。

補助対象となる活動は、石積補修、草刈り等の保全活動や地域活性化に資する活動等となっています。

補助対象経費は、賃金、研修旅費、謝金などの報償費、需用費、役務費等で、補助額は1団体につき50万円を限度額としています。

◎教育長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、(5)宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

98ページをご覧ください。

「宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱」についてご説明します。

この要綱は、文化芸術に関する活動を行う団体の自主的な活動の促進を図り、地域に根ざした文化芸術の振興と発展に寄与することを目的として、事業に必要な経費を補助するものです。

補助対象は、市内で文化芸術に関する事業を自ら実施する団体や個人です。

対象事業としては、音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術など文化芸術基本法第8条から第12条に関する事業としています。

補助率は1/2、補助限度額は1,000千円となっていますが、その中でも子どもが50名以上、もしくは全体の3/4以上参加する、子どもが文化芸術に触れる機会・環境の充実を図るものについては、補助率を2/3、補助限度額1,300千円と補助率等を上げています。

もう一つの区分は、文化芸術分野の子ども向け体験型イベント、ワークショップなどを行う場合として、補助率2/3、補助限度額300千円を設定しています。

補助金の額は、補助対象経費からチケット代収入、広告料収入等、事業実施に伴う収入を控除した額の範囲内としています。

◎教育長

ただいまの説明について、ご質問ご意見等はありませんか。

◎浅井委員

この事業は毎年申請はできますか。それとも、数年おきの申請ですか。

○文化・スポーツ課長

対面で審査がありますが、その審査採択は3回限りですので、もし連続で採択されましたら3年間といったかたちとなります。

◎教育長

その他ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

(4) その他

◎教育長

次に、その他に移ります。

事務局からお伝えしたい事項がございます。

「総合体育館小体育館・トレーニング室の空調料金設定について」事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

124 ページをご覧ください。

令和7年3月に総合体育館の小体育館及びトレーニング室の空調設備工事が終了し、今年度より空調が稼働します。

宇和島市総合体育館等設置条例において冷暖房使用料金は、大競技場・柔剣道場については個別に利用金設定がありますが、その他につきましては、利用料金の50%と定められていますので、条例に従って代金の徴収を行います。

トレーニング室を一般及び高校生が使用する場合は、通常190円のところ夏季期間は190円プラス冷房代90円の合計280円、小体育館（卓球場）を一般及び高校生が利用する場合は、通常130円、夏季料金は130円プラス冷房代60円の合計190円とします。

中学生以下の料金については資料をご確認ください。

夏季期間は6月1日から9月30日と設定し、5月と10月は気温等に応じて運転する試運転期間として、料金の徴収は行いません。

◎教育長

ただいまの報告についてご質問、ご意見等ございませんか。

◎中島委員

5月と10月は試運転期間で気温等に応じてとありますが、利用者が使用を希望した場合はどうですか。

○文化・スポーツ課長

基本的には温度と湿度を測って稼働しますので、利用者の希望では稼働しません。

◎教育長

その他、ご意見等ございませんでしょうか。

◎浅井委員

中央公民館が工事でしばらく使えない件について、普段使用している合唱団体が、現在練習会場の確保に困っている状況です。公民館の数は市内にたくさんあります

が、ピアノを設置している公民館が意外と少ないです。新規にピアノを購入するのは難しいとは思いますが、例えば廃校で現在使用していないピアノがあり、公民館で活用できるものがございましたら設置していただくと、合唱団体が利用しやすくなるのではと思いました。

○教育部長

天神公民館にはあった気がしますが。

◎浅井委員

天神公民館はあるにはありますが、ロビーといいますか、応接間のような場所にありますので、練習するには難しい状況です。

和霊公民館、宇和津公民館にはアップライトピアノがありますが、明倫・住吉・鶴島公民館にはありません。

○生涯学習課長

公民館につきましては申し訳ございません。全体の把握ができていませんので、この場でお答えすることは難しいですが、廃校のピアノにつきましては教育総務課がお答えします。

○教育総務課長

廃校関連については、教育総務課が担当となります。

生涯学習課と同じく全体が把握できておりませんが、どの学校にどのピアノが残っているか後日調べさせていただきます。公民館での設置場所の問題も出てきますので、両課で連携して設置について検討したいと思います。

また、どこの公民館のどこに設置するのがよいかなどを具体的に教えていただけますと、スムーズに進むかと思しますので、よろしくお願いします。

◎浅井委員

ホールのような広い場所に設置していただけるとありがたいです。

○教育総務課長

承知しました。それでは両課で連携して調査して、検討したいと思います。

◎教育長

その他、ご意見等ございませんか。

◎田村委員

岩松の重要伝統的建造物群保存地区についてお尋ねします。

3月から西村酒造の酒蔵が工事に入っておりまして、その工事を見て住民の方から「このまま全部壊してしまうのでは」と不安の声を聴くようになりましたが、今回の工事の内容と今後はどのように改修や復元等していくのか。併せて、西村酒造以外に、岩松に関する事業や取り組み等、今年度どのような計画をしているか教えていただけますか。

○文化・スポーツ課長

3月から4月にかけて行った工事ですが、西村酒造の精米所と、麴室の解体保存

を行ったものです。

解体保存とは、通常解体とは異なり、将来的に、今解体した際の材料をできるだけ再活用して建物を復元することを目的として行う解体ですので、一部材料を酒造内に保存しています。

中でも精米所につきましては、西村酒造への敷地の侵入口となっていて、梁の沈下等から引戸の開閉もできなくなり、日常の維持管理にも支障をきたしていたことから、今後の改修等を見越して解体保存を行いました。

翹室につきましては、もうすでにほとんど壊れていて危険な状態であったことから、こちらも解体保存といったかたちをとらせていただきました。

今後、西村酒造をどのように保存活用していくかですが、今まで伝建地区に関わっていただいていた大学関係の方々のお借りしながら、地元の方々から意見聴取を行って、方向性を検討していきたいと考えています。

今年度の岩松に関する事業ですが、現在、小西本家の蔵の横の旧岩松集会所の跡地に、地域の方々の拠点となり、イベント等もできる建物の設計を進めています。

その他今年度は、岩松の伝建地区修景基準を定めた伝建ガイドラインの作成、そして、建築物の管理修理修景を行う補助事業を行います。

その他、町並み保存推進・啓発事業補助金として、伝建地区の理解を深めるためのイベント等についての補助も行います。

◎田村委員

たくさんの事業を進める中で、おそらくそれら以外にも住民の方から相談、また視察や研修等に同行したりと、業務が立て込んで非常に大変だと思いますが、今年度は人材や人員を増やせる見込みはありますか。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課として毎年総務課に増員の要望を出していますが、全庁的に職員が不足していて今年度も増員とはなりませんでしたが、昨年度の秋冬頃から地域おこし協力隊を募集して、今1名応募を受け付けており、ゴールデンウィーク明けに面接を実施する予定となっています。

◎田村委員

内容によっては、地域や団体組織も協力できる方がいますので、そういった方々と協力しながら、今年度もどうぞよろしくお願いします。

◎教育長

ありがとうございます。その他、ご意見等ございませんか。

◎木下委員

新しい吉田小学校についてですが、4月8日に開校式と入学式が行われて、子どもたちも元気に通っているようです。

5校が一つになりましたので、通学面でもスクールバスと路線バスで登校時は良いのですが、下校時に先生方がバスのところまで子どもたちを連れていけずにバス

に乗り遅れた子どもたちもいたようです。

なにぶん初めてのことでですので戸惑うところも多く、校長先生まで出てバスの対応をするような事態も起きているそうです。

学校教育課、教育総務課それぞれの担当が学校と連携をとっていただいて、トラブルや問題点の解決をしていただけたらと思います。

新しい学校が始まってひと月も経っていませんので、これからも様々なことが出てくると思いますが、できるだけ子どもたちが不便なく登校できるように、また先生方の授業に支障がないように、学校が運営できますようよろしくお願いします。

○教育総務課長

様々なご要望をいただいている中で、今現在の課題として挙げているものが、バスに全員が着席できない状況があるということです。昨日今日と当課の職員がバスに実際に乗って座れるかを確認しました。

結果としましては、民間の方も一部いらっしゃるのですが、その方々が多ければやはり席が足りない面はありますが、登校便につきましては概ね着席できるのでないかと伺っています。

ただ、毎週水曜日が一斉下校で、やはり一斉にバスに行ってしまうと乗れない子や、立たなければならぬ子が出てくる現状がどうしても残っています。この点につきましても、子どもたち全員がバスに乗れるように先生方に時間差で乗り場まで連れて行っていただいたり、宇和島自動車にも要望を伝えようとしています。なかなか難しい面もあります。加えて、朝も交通安全指導員が不足していますので危険ではないかといったお声もいただいていますので、併せて、子どもたちの安全な通学の確保に努めていきたいと検討を進めています。

◎木下委員

いろいろと初めてのことで、様々な問題が出てくると思いますが、対応をよろしくお願いします。

◎教育長

その他ございませんか。

◎中島委員

複数の学校が一つの学校となり始まった学校生活の中で、例えば今まで普通にあった持ち物のルールや、学校のために準備や購入した物品等は各学校によって様々だったと思います。それらが一つの学校になり、これからはこの物品は使わない等といったことも出てくると思いますが、それらの物を無駄にしない柔軟な対応や仕組み、気遣い等あればいいなと思います。よろしくお願いします。

○学校教育課長

学校からも状況を聞き、無駄にならないように、こちらからも学校に指導したいと思います。

◎教育長

その他ございませんか。

ご意見等はないようですので、次回定例会の日程を調整します。

5月30日（金）で皆さんご都合はいかがでしょう。

◎全委員

－異議なし－

◎教育長

それでは、来月の定例会は5月30日（金）に開催します。

ここからは、非公開とする懲戒案件の審議を行いますので、出席対象でない事務局職員は退席をお願いします。

◎教育長

ここからは、非公開とする懲戒議案を審議します。

議案第16号を上程する。

<議案第16号>

県費負担職員の懲戒等処分の内申について

◎教育長

説明を求める。

○教育部長

県費負担職員の懲戒等処分の内申に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

(5) 閉会宣言（午後5時20分）

◎教育長

それでは以上もちまして、4月定例の教育委員会会議を閉会いたします。